

傍 聴 要 領

審議会を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 傍聴の方は、係員の指示に従って会議の会場へ入場し、所定の席に着席すること。
- (2) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

2 会議の秩序の維持

- (1) 1の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

3 その他

不明な点があれば、係員にお問合せください。